

## 令和8年度東近江市地域活動スタートアップ支援事業実施要項

### (目的)

第1条 地域資源を生かした地域おこし事業等様々な取組を事業者がはじめようとするとき、初期の資金確保が困難であることが課題とされている。そうした課題解決を図るため、事業に必要な資金調達の仕組みである東近江市版SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド＝新しい官民連携の社会的投資モデルで、社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法。民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払う。）を活用し、中間支援組織と連携しながら市民の出資による応援のもと、地域内で実施される地域活動の立ち上げを支援することを目的とする。

### (提案を募集する事業)

第2条 提案を募集する事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 事業内容

人、もの、情報等の地域資源を最大限活用し、多様化する地域課題をビジネスの手法を用いて解決する商品又はサービスの提供

#### (2) 条件

対象となる事業は、次のアからオまでに掲げる条件を全て満たすものとする。

ア 活動を通じて、地域課題の解決につながる社会的意義のある事業であること。

イ 住民のニーズや地域課題を機会と捉え、ビジネスの手法を用いて活動経費を生み出す事業であること。

ウ 将来的に地域の継続的な雇用につながる可能性のある事業であること。

エ 新規に取り組む事業であること。

オ 主に東近江市内で取り組む事業であること。

### (応募者の要件)

第3条 応募者の要件は、市内に活動拠点を置き、主に市内で活動する次の各号に掲げる者で本事業の目的を理解するものであること。

#### (1) 特定非営利活動法人

#### (2) 一般社団法人（非営利型）

#### (3) 任意の市民活動団体

#### (4) 個人事業者等

### (対象となる事業の実施期間)

第4条 対象となる事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年2月12日までとする。

(事業資金の提供)

第5条 採択された事業の事業者（以下「採択事業者」という。）は、採択された事業について、市と協定を締結した中間支援組織が市民等から募った出資金を基に事業資金として中間支援組織から資金提供を受けるものとする。ただし、中間支援組織から提供される資金は、50万円（消費税額を含む。）を上限とする。

(対象経費)

第6条 対象となる経費は、事業を行うのに必要な人件費及び物件費（燃料費、光熱水費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、機械器具費、備品購入費、使用料、賃借料及び消耗品費並びにその他必要な経費で市長が承認したもの）とする。

(応募の方法)

第7条 応募の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 募集期間

令和8年5月1日（金）から5月29日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 応募書類

ア 東近江市地域活動スタートアップ支援事業提案書（様式第1号）

イ その他提案内容を説明する書類（任意様式）

ウ 法人、団体等に関する書類（定款、規約等）

(3) 応募書類の提出方法及び提出先

市役所の執務時間内に直接持参すること。（提案内容等について確認を行う。）

提出先

527-8527 東近江市八日市緑町10番5号 東近江市役所新館2階  
市民部まちづくり協働課

(事業の採択)

第8条 事業の採択は、有識者等で構成する選考会を行い、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。次の審査基準により審査を行い、最も優れた者から予算の範囲内において決定し、中間支援組織から応募者全員に書面で結果を通知する。

なお、選考の方法は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 選考時期

令和8年6月中旬

(2) 内容

応募者は、選考会に出席し、事業内容を説明するプレゼンテーションを行い、会議の出席者とともに、事業終了時に達成する成果目標を設定するものとする。プレゼンテーションと設定した成果目標を基に選考会が最終選考を行う。

(3) 審査基準

ア 提案者の業務執行能力

イ 事業内容の目的適合性（事業の地域貢献度・収益性・新規性）

ウ 将来的な雇用創出の可能性

(4) 採択件数（予定）

2件以内

（事業の実施）

第9条 採択事業者は、事業の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 提案時に設定した事業終了時の成果目標を達成することを目指して事業を実施するものとする。ただし、成果目標の設定については、提案時に事業者自らが設定した内容を基に、有識者等を交えて検討を行い、最終的に決定するものとする。

(2) 事業実施期間中、専門家の相談を受けられる機会を設けるので、事業目的の達成に向けた相談やアドバイスを求めるなど、この機会を有効に活用して事業を進めること。

(3) 事業に係る経理状況は明確にしておくこと。

(4) 事業により発生した著作権等の成果物は、採択事業者に帰属するものとする。

（事業成果の報告）

第10条 採択事業者は、事業終了後、速やかに地域活動スタートアップ支援事業実績報告書（様式第2号。以下、「実績報告書」という。）を中間支援組織に提出するものとする。また、事業終了後に、事業成果を発表するものとする。なお、発表手法については別途協議するものとする。

（事業の評価）

第11条 採択事業者から提出された実績報告書等を基に、事業の評価を行う。

なお、事業の評価は、有識者等で構成する選考会により行う。

（留意事項）

第12条 採択事業者は、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) チラシやホームページ等により事業を周知すること。

(2) 事業を変更しようとする場合は、事前に選考会の承認を得なければならない。

(その他)

第13条 その他の事項について、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 問合せ先

東近江市市民部まちづくり協働課

TEL 0748-24-5623 Email [machikyo@city.higashiomi.lg.jp](mailto:machikyo@city.higashiomi.lg.jp)

(2) スケジュール（予定）

応募締切 5月29日（金）まで

選考会 6月中旬

採否結果通知 6月下旬

相談会 事業実施期間中、専門家による相談会を実施する。

事業終了 令和9年2月12日（金）

実績報告 令和9年2月26日（金）提出期限

評価委員会 令和9年3月中旬

(3) 事業の普及啓発

事業の普及啓発のため、令和8年度開催予定の市民活動推進交流会において活動報告を行うこととする。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。